輸入統計品目表第〇三〇四・八七号を次のように改める。

0304.87		――まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）		
		―――まぐろ（トゥヌス属のもの）		
	020	――――くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）	ＫＧ	
	030	――――みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	ＫＧ	
	040	――――きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	ＫＧ	
	050	――――めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）	ＫＧ	
	060	――――その他のもの	ＫＧ	
	090	―――かつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）	ＫＧ	

輸入統計品目表第〇三〇四・八九号中

「	220	――――さけ科のもの	ＫＧ	」を
「	220	――――さけ科のもの	ＫＧ	」に
	230	――――くさかりつぼだい（プセウドペンタケロス・ウェエレリに限る。）	ＫＧ	

改める。

輸入統計品目表第〇三〇五・七一号中

「		――――その他のもの		
	191	――――にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	ＫＧ	
	192	――――たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	ＫＧ	を
	199	――――その他のもの	ＫＧ	」
「	190	――――その他のもの	ＫＧ	」に

改める。

輸入統計品目表第〇三〇五・七九号中

「		――――その他のもの		
	191	――――にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	ＫＧ	
	192	――――たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	ＫＧ	を
	199	――――その他のもの	ＫＧ	」
「	190	――――その他のもの	ＫＧ	」に

改める。

輸入統計品目表第〇三〇七・四九号中

「	110	――――もんごういか（セピア・オフィキナリス）	ＫＧ	」を
「	110	――――もんごういか（セピア・オフィキナリス）	ＫＧ	
	120	――――あかいか（オムマストレフェス・バルトラミ）	ＫＧ	」に

改める。

輸入統計品目表第〇三〇八・一九号を次のように改める。

0308.19		――その他のもの		
	100	―――くん製したもの	ＫＧ	
	200	―――その他のもの	ＫＧ	

輸入統計品目表第〇三〇八・三〇号を次のように改める。

0308.30		―くらげ（ロピレマ属のもの）		
	100	――生きているもの	ＫＧ	
	200	――くん製したもの	ＫＧ	
	300	――その他のもの	ＫＧ	

輸入統計品目表第〇三〇八・九〇号中

「	212	――――くらげ	ＫＧ	」及び
	292	――――くらげ	ＫＧ	」を削る。

輸入統計品目表第一五・〇一二項中

「		――牛のもの		
	011	―――飼料用のもの	ＫＧ	」を
	019	―――その他のもの	ＫＧ	」
「	010	――牛のもの	ＫＧ	」に

改める。

輸入統計品目表第一六〇五・一一九号中

「		―――単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの		
	011	――――単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの	ＫＧ	
	019	――――その他のもの	ＫＧ	」を
「	010	―――単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	ＫＧ	」に

改める。

輸入統計品目表第一九〇一・一〇号を次のように改める。

1902.20		―パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）		
		――砂糖を加えたもの		
	110	―――ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20％を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの	ＫＧ	
	190	―――その他のもの	ＫＧ	
		――その他のもの		
	210	―――ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20％を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの	ＫＧ	
	220	―――その他のもの	ＫＧ	

輸入統計品目表第一九〇一・三〇号を次のように改める。

1902.30		―その他のパスタ		
	100	――砂糖を加えたもの	ＫＧ	
	200	――その他のもの	ＫＧ	